

後期高齢者医療

保険料額決定通知書と 納入通知書をお送りします

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上、または一定の障がいがある65歳以上のかたに、平成22年中の所得などをもとに算定した「保険料額決定通知書」と「納入通知書」を7月13日(水)にお送りします。

保険料の軽減

- ①世帯(世帯主と被保険者)の所得の合計が33万円以下の世帯のうち、被保険者それぞれの年金収入が80万円以下の世帯(年金以外の収入があるかたはその所得が0円のかた)▶均等割額が9割軽減
- ②世帯の所得の合計が「33万円以下」のかた▶均等割額が8.5割軽減
- ③世帯の所得の合計が「33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者の数)以下」のかた▶均等割額が5割軽減
- ④世帯の所得の合計が「33万円+(35万円×被保険者の数)以下」のかた▶均等割額が2割軽減
- ⑤被保険者の所得から33万円を引いた金額が58万円以下のかた▶所得割額が5割軽減
- ⑥後期高齢者医療に加入する前日まで、健康保険(国民健康保険、国民健康保険組合を除く)の被扶養者だったかた▶所得割額は0円で、均等割額が9割軽減

後期高齢者医療 保険料の 計算方法	保険料(年額)
	(100円未満切り捨て。上限額50万円)
	所得割額(加入者の所得に応じた分)
	(所得-33万円)×7.18%
	+
	均等割額(加入者に等しく負担いただく分)
	38,925円



保険料の納付を「特別徴収(年金から引き落とし)」から「口座振替」に変更できます

4月から特別徴収になっているかたや、新たに10月から特別徴収になるかたは、お申し出いただければ口座振替に変更できます。被保険者本人の印鑑、口座振替の預金通帳・お届け印、保険料額決定通知書を持って、下記の窓口で手続きしてください。7月22日(金)までに手続きすると10月の年金から特別徴収が止まります。

- 後期高齢医療課 ●北部市民サービスセンター
- 西部市民サービスセンター ●河辺市民サービスセンター
- 雄和市民サービスセンター ●アルヴェ駅東サービスセンター ●岩見三内連絡所
- 大正寺連絡所

問い合わせ 後期高齢医療課 ☎(866)2513

65歳以上のかたの

介護保険

納入通知書をお送りしました

平成23年度分の介護保険料納入通知書(本算定分)を7月1日にお送りしました。今回の介護保険料額(所得段階)は平成23年度の市町村民税の課税状況や合計所得金額などをもとに算定したものです。年間の保険料額は納入通知書でご確認ください。

平成23年度 65歳以上のかたの介護保険料

所得段階	対象者	平成21年度 保険料額	平成22年度 保険料額	平成23年度 保険料額
1	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者			
2	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	26,346円	26,742円	27,138円
3	世帯全員が市町村民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えるかた	39,519円	40,113円	40,707円
4 (特例)	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の市町村民税非課税者	43,735円	44,392円	45,050円
4	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える市町村民税非課税者	52,692円	53,484円	54,276円
5	市町村民税課税者 (合計所得が125万円未満)	56,908円	57,763円	58,619円
6	市町村民税課税者 (合計所得が125万円以上200万円未満)	65,865円	66,855円	67,845円
7	市町村民税課税者 (合計所得が200万円以上)	79,038円	80,226円	81,414円

* 4段階(特例含む)のかたで、次の①②両方の条件を満たすかたは、2段階または3段階に変更になります。該当する場合は、ご家族の収入状況などについて申告が必要です。

- ①同一世帯に所得税または市町村民税が未申告の20歳~60歳のご家族がいる
- ②世帯の全員が市町村民税非課税者である

- 4月以前から年金引き落とし(特別徴収)になっているかたは、はがきサイズの通知書です
- 平成22年度中に65歳になったかたで、一定の条件に該当するかたは年金引き落としに変わります。納入通知書をご確認ください
- 災害、生活困窮などで保険料の納付が困難な場合は減免の制度があります。納期限の7日前までに介護・高齢福祉課へ申請してください(年金引き落としの場合は当該月の19日まで)
- 平成21年度から、介護報酬が、介護従事者の処遇改善のため3割加算されています。これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑えるため、本来の保険料を減額し、平成23年度までの3年間で緩やかに保険料が上がるようにしています
- 金融機関での窓口納付(普通徴収)のかたの保険料納付は、口座振替が便利です

問い合わせ 介護・高齢福祉課(福祉棟2階) ☎(866)2069



乳幼児、障がい児(者)、ひとり親家庭などの 福祉医療費受給者証

障がい福祉課
☎(866)2093
ファクス(863)6362

新しい受給者証を7月中に送付します

有効期間が平成23年7月31日までの福祉医療費受給者証は8月1日付けで更新になります。6月にお送りした更新申請書を提出したかたに7月中に判定結果をお知らせし、更新要件を満たしたかたに新しい受給者証を送付します。診療を受けるときにこの受給者証を健康保険証と一緒に医療機関に提示すると、保険診療の自己負担分が助成されます。なお、更新申請書をまだ提出していないかたは早めに提出してください。

●受給者証の右図の○の部分「78」のかたは今回の更新対象ではありません。現在お持ちの受給者証を引き続きお使いいただけます。



新規申請の受け付け

右上の表に該当するかたは、申請すると受給者証が交付されます。今まで申請していなかったかたや、22年度は所得制限を超えたため該当しなかったかたでも、今年度は交付される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。新規申請の受け付けは、乳幼児が7月11日(月)から、そのほかの対象者(右上の表で確認してください)は、7月19日(火)からです。

●平成21年7月生まれのお子さんで、受給者証の○の部分「80」のかたは更新対象になりません(新規申請が必要)。



乳幼児(2歳以上児)の通院の所得制限

「平成23年度総所得額」(※)から、社会保険料控除一律8万円、医療費、雑損等を控除した額を右表と比べ、基準額を超える場合は助成制度に該当しません。父母の所得は合算せず、所得者一人ずつの所得額で判定します。乳幼児以外の所得制限はお問い合わせください。

扶養人数	所得基準額
0人	267万2千円
1人	305万2千円
2人	343万2千円
3人	381万2千円

*扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます。

※平成23年度総所得額

- サラリーマンで、市・県民税を給料から引かれているかた▶市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
- 上記以外で、市・県民税を納税通知書で納付しているかた▶市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額

対象者	該当要件
乳幼児	0歳～小学校就学前のお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ●0・1歳児 全員に入院・通院の医療費を助成します(所得確認があります) ●2歳以上児 通院…所得制限があります(左下の表) 入院…全員に助成します 所得制限を超えたため受給者証がないお子さんが入院する場合は、保険証と印鑑を持って、その都度申請してください。 なお、平成23年度の市区町村民税が秋田市以外で課税されているかた(平成23年1月1日現在、秋田市以外に住んでいたかた)は課税している市区町村が発行する「平成23年度所得証明書(平成22年中の所得)」などが必要です。 ★1歳以上で市区町村民税所得割が課税されている世帯のかたは自己負担分の半額を支払っていただきます。ただし、1か所の医療機関(通院と入院はそれぞれ)・調剤薬局で支払う額はそれぞれ月額1,000円までです。
	下記の家庭の児童 ・ひとり親家庭 ・父母がいない家庭 ・父か母が重度の身体障害者手帳をお持ちの家庭
重度心身障がい児(者)	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちのかた *社会保険本人(*)は所得制限があります。
高齢身体障がい者	65歳以上で、身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた *社会保険本人(*)は該当しません。 *所得制限があります。

※社会保険本人＝国民健康保険(秋田市国民健康保険と国民健康保険組合)、後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入している被保険者。

ひとり親家庭で 乳幼児受給者証をお持ちのかた

ひとり親家庭のかたで乳幼児制度の受給者証(「対象区分及び負担者番号」の上2ケタが「74」)をお持ちのかたは、申請により「ひとり親家庭」の制度に切り替えできる場合があります。なお、所得の基準額は左の表とは異なりますので、障がい福祉課へお問い合わせください。☎(866)2093



健康保険が変わったら 福祉医療の手続きも忘れずに

加入している健康保険が変わったかたは新しい健康保険に加入後、福祉医療の変更手続きをしてください。

また、任意継続保険を取得・喪失したかたも手続きが必要です。

福祉医療の申請・変更手続きはこちらでどうぞ

障がい福祉課(福祉棟1階) 北部市民サービスセンター
西部市民サービスセンター 河辺市民サービスセンター
雄和市民サービスセンター アルヴェ駅東サービスセンター